

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置について

1. 要件

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅について、平成18年1月1日から令和8年3月31日までの間に、現行の耐震基準に適合させるように改修工事（1戸当たり工事費50万円超（※平成25年3月31日以前に耐震改修に係る契約をした場合は、30万円以上）のものに限る。）を施工した場合において、原則として改修後3ヶ月以内に申告された方に限り、家屋の固定資産税を一定期間減額します。

2. 減額期間

改修工事が完了した年の翌年度分（※対象住宅が改修工事完了前に建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条第2号又は第3号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、翌年度から2年度分）

3. 適用範囲

減額の適用となるのは1戸当たり120平方メートル相当分までとします。

床面積	減額率
1戸当たりの床面積が120平方メートル以下のもの	固定資産税額の2分の1
1戸当たりの床面積が120平方メートルを超えるもの	120平方メートル分の 固定資産税額の2分の1

※都市計画税の減額はありません。

4. 申告方法 ※申請書の記載例が裏面にありますのでご覧下さい。

減額を受けようとする対象住宅の所有者は、改修後3ヶ月以内に耐震基準に適合した工事であることにつき、地方公共団体、建築士、指定住宅性能評価機関又は指定確認検査機関が発行した証明書及び耐震改修に要した費用を証する書類等を添付し、該当物件の所在する区を管轄する各市税事務所（中央区、若葉区、緑区については東部、花見川区、稲毛区、美浜区については西部）資産税課家屋班へ申告してください。

なお、証明書発行については、建築士（耐震診断士）又は建築指導課（電話：043-245-5836）までお問い合わせください。

記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

※提出日をご記入下さい。

住宅耐震改修に係る固定資産税の減額申告書

千葉市長

※納税義務者の住所・氏名・電話番号・個人番号又は法人番号をご記入下さい。

受 付 印

住所 千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地

納税義務者

氏 名 千葉 太郎

電話 〇〇〇 (〇〇〇) 1 2 3 4

個人番号又は法人番号

[illegible]

※太線内をご記入下さい。

減 額 を 受 け よ う と す る 家 屋	
家 屋 の 所 在 地	千葉市〇〇区〇〇〇町〇丁目 1 2 3 4 番地
家 屋 番 号	〇〇番〇
種 類	居宅
構 造	木造
床 面 積	1 2 3 . 4 5 m ²
建 築 年 月 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
登 記 年 月 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
耐震改修が完了した年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
耐 震 改 修 に 要 し た 費 用	9 8 7 , 5 0 0 円
備 考	

添付書類

- ① 総務省令で定める耐震基準に適合することを証する書類
- ② 耐震改修に要した費用を証する書類
- ③ 耐震改修に係る契約書（写）（平成25年3月31日以前に契約し、工事費が30万円以上50万円以下の場合のみ）

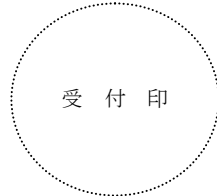
※詳細は裏面をご覧ください。

处理印	受 付

年 月 日

住宅耐震改修に係る固定資産税の減額申告書

千葉市長



納税義務者

住 所

氏 名

電 話 ()

個人番号又は法人番号

減 額 を 受 け よ う と す る 家 屋	
家 屋 の 所 在 地	千葉市 区
家 屋 番 号	番
種 類	
構 造	
床 面 積	m ²
建 築 年 月 日	年 月 日
登 記 年 月 日	年 月 日
耐震改修が完了した年月日	年 月 日
耐 震 改 修 に 要 し た 費 用	円
備 考	

添付書類

- ① 総務省令で定める耐震基準に適合することを証する書類
- ② 耐震改修に要した費用を証する書類
- ③ 耐震改修に係る契約書（写）（平成25年3月31日以前に契約し、工事費が30万円以上50万円以下の場合のみ）

処 理	受 付